

お住まいの市町村社協へご連絡ください。秘密厳守します。

高知県内市町村社会福祉協議会一覧

市町村名	所在地	電話
高知市社会福祉協議会	高知市丸ノ内1丁目7-45 総合あんしんセンター3F	088-856-5539
室戸市社会福祉協議会	室戸市領家87 室戸市デイサービスセンター内	0887-22-1348
安芸市社会福祉協議会	安芸市寿町2番8号 安芸市総合社会福祉センター内	0887-35-2915
香南市社会福祉協議会	香南市香我美町下分646 香我美庁舎内	0887-57-7300
香美市社会福祉協議会	香美市土佐山田町262-1 プラザ八王子内	0887-53-2877
南国市社会福祉協議会	南国市日吉町2丁目3番28号 社会福祉センター内	088-863-4444
土佐市社会福祉協議会	土佐市高岡町乙3451-1 土佐市複合文化施設つな一で3階	088-852-2145
須崎市社会福祉協議会	須崎市南古市町6-3 交流ひろばすさき3階	0889-42-0736
四万十市社会福祉協議会	四万十市右山五月町8-3 四万十市社会福祉センター内	0880-35-3011
宿毛市社会福祉協議会	宿毛市高砂4-56 宿毛市総合社会福祉センター内	0880-65-7665
土佐清水市社会福祉協議会	土佐清水市寿町11-9 土佐清水市社会福祉センター内	0880-82-3500
東洋町社会福祉協議会	安芸郡東洋町大字生見756-8 東洋町地域福祉センター内	0887-29-3144
奈半利町社会福祉協議会	安芸郡奈半利町乙1269-1 奈半利町保健福祉センター内	0887-38-7346
田野町社会福祉協議会	安芸郡田野町1828-4 田野町老人福祉センター内	0887-38-5325
安田町社会福祉協議会	安芸郡安田町大字西島40-2 安田町保健センター内	0887-38-5500
北川村社会福祉協議会	安芸郡北川村野友甲710-2 総合保健福祉センター内	0887-38-6895
馬路村社会福祉協議会	安芸郡馬路村大字馬路407-1 デイサービスセンター内	0887-42-1020
芸西村社会福祉協議会	安芸郡芸西村和食甲1290 老人福祉センター2階	0887-32-2211
本山町社会福祉協議会	長岡郡本山町本山1041 社会福祉会館内	0887-76-2312
大豊町社会福祉協議会	長岡郡大豊町黒石345-7 総合ふれあいセンター内	0887-73-1200
土佐町社会福祉協議会	土佐郡土佐町土居206 土佐町保健福祉センター1階	0887-82-1067
大川村社会福祉協議会	土佐郡大川村小松78-6 総合福祉センター内	0887-84-2361
いの町社会福祉協議会	吾川郡いの町1400 すこやかセンター伊野内	088-892-0515
仁淀川町社会福祉協議会	吾川郡仁淀川町大崎264-8 仁淀川町福祉センター内	0889-35-0207
佐川町社会福祉協議会	高岡郡佐川町乙2310 佐川町健康福祉センターかわせみ内	0889-22-1510
越知町社会福祉協議会	高岡郡越知町越知甲2457 越知町保健福祉センター1階	0889-26-1149
日高村社会福祉協議会	高岡郡日高村沖名5番地 社会福祉センター内	0889-24-5310
中土佐町社会福祉協議会	高岡郡中土佐町久礼6584-1	0889-52-2058
しまんと町社会福祉協議会	高岡郡四万十町茂申町11-30 社会福祉センター内	0880-22-1195
梶原町社会福祉協議会	高岡郡梶原町川西路2321-1	0889-65-1235
津野町社会福祉協議会	高岡郡津野町姫野々431-1 総合保健福祉センター内	0889-55-2115
黒潮町社会福祉協議会	幡多郡黒潮町入野2017-1 保健福祉センター内	0880-43-2835
大月町社会福祉協議会	幡多郡大月町鉾土603	0880-73-1119
三原村社会福祉協議会	幡多郡三原村来栖野479-1 総合保健センター内	0880-46-3003

日常生活自立支援事業

(福祉サービス利用援助事業)

ヘルパーや
デイサービスなどを
使いたいけど、
どうすればいいか
わからない

公共料金の支払いや
医療費の支払いを
お手伝いしてほしい

通帳や印鑑を
失くして
しまう

いろんな
郵便物が届くけど、
どうすればいいか
わからない



社会福祉協議会が判断に
不安がある方の福祉サービスの
利用などをお手伝いします。

高知県社会福祉協議会

〒780-8567 高知市朝倉戊375-1 高知県立ふくし交流プラザ内
TEL. (088) 844-9019 FAX. (088) 844-3852

01 1人1人が利用できるの？

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の方など、自分ひとりで福祉サービスの契約などの判断をすることが不安な方や、お金の出し入れ・通帳等の書類管理など、日常生活に必要なことについて不安のある方が社会福祉協議会と契約することで利用できます。



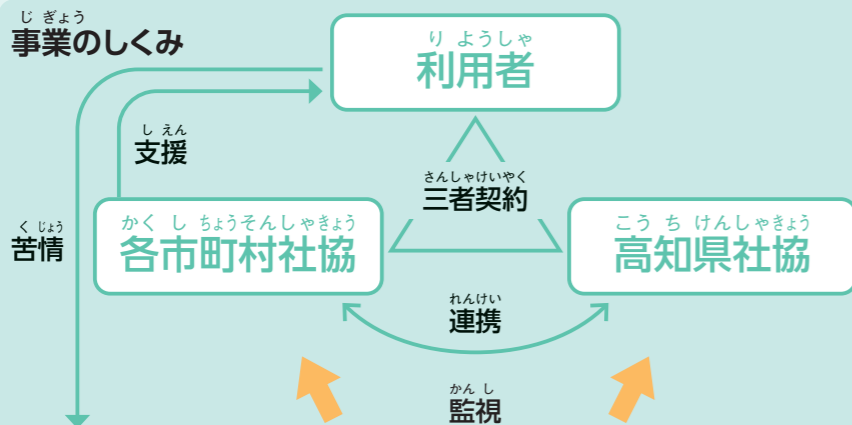
02 利用料はいくらかかる？

訪問などによる支援
(福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス)

1時間 **1,500円**
(750円/30分)

書類の預かりサービス

6,000円 (1年間)
(500円/月)



契約締結審査会
利用者の契約締結能力に疑問が生じる場合などに専門家による審査・助言を行います。

運営適正化委員会(第三者機関)

法律・福祉・医療の専門家などの第三者で構成され、この事業について監視を行い、利用者の苦情を受け付けます。



03 なにをお手伝いしてくれる？

福祉サービス利用のお手伝いなどを通して生活の見守りをします

- 福祉サービス利用のための情報提供や相談、福祉サービスの事業所と契約したり、契約をやめたりすること
- 福祉サービスの利用料の支払い
- 利用している福祉サービスについて不満があるときの、苦情解決のための制度の利用

プラス **+ 福祉サービス利用援助に合わせ次**のサービスも利用できます。

日常的な金銭管理や事務手続きのお手伝い

※社会福祉協議会の金庫で預貯金通帳等を預かることができます

- 医療費を支払う手続き
- 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
- 日用品等の代金を支払う手続き
- 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き

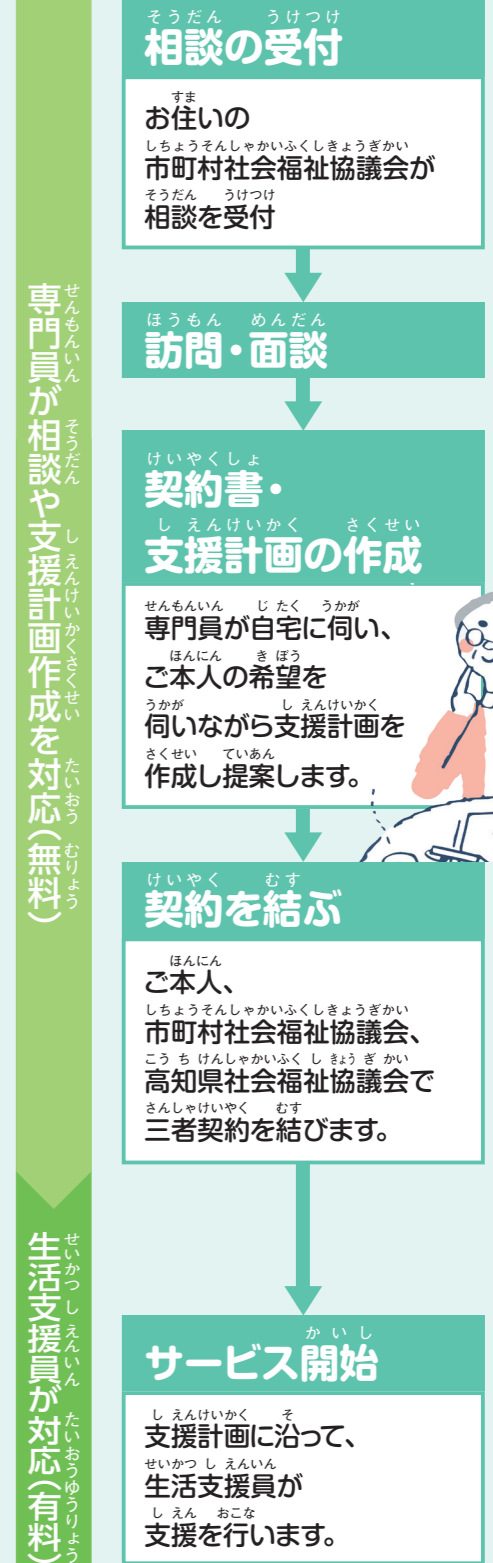
書類の預かり

銀行の貸金庫等で大切な書類をお預かりします。

【お預かりできる書類】
年金証書・定期預金証書・預貯金通帳・実印など



04 利用の手続きは？



専門員が相談や支援計画作成を対応(無料)

生活支援員が対応(有料)

